

議員提出第1号議案

蒲郡市議会委員会条例の一部改正について

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年3月21日提出

蒲郡市議会議員

松 本 昌 成

大 場 康 議

新 実 祥 悟

藤 田 裕 喜

鈴 木 将 浩

鈴 木 貴 晶

尾 崎 広 道

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

機構改革に伴い、常任委員会の所管事項を改正するため提案する。

## 蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例

蒲郡市議会委員会条例（昭和42年蒲郡市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務委員会の項所管の欄を次のように改める。

- |  |
|--|
| 1 危機管理課の所管に属する事項                           |
| 2 ウェルビーイング推進課の所管に属する事項                     |
| 3 企画部の所管に属する事項                             |
| 4 総務部の所管に属する事項                             |
| 5 会計管理者の補助組織の所管に属する事項                      |
| 6 消防本部の所管に属する事項                            |
| 7 監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項 |
| 8 他の委員会に属さない事項                             |

第2条第2項の表文教委員会の項所管の欄を次のように改める。

- |                   |
|-------------------|
| 1 市民生活部の所管に属する事項  |
| 2 こども健康部の所管に属する事項 |
| 3 福祉部の所管に属する事項    |
| 4 市民病院の所管に属する事項   |
| 5 教育委員会の所管に属する事項  |

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項に規定する総務委員会及び文教委員会（以下「旧委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員（以下「委員長等」という。）である者は、それぞれ改正後の第2条第2項に規定する総務委員会及び文教委員会（以下「新委員会」という。）の委員長等に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の第3条第1項本文の規定にかかわらず、旧委員会の委員長等としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧委員会において審査又は調査中の事件については、当該事件を所管事項とする新委員会において審査又は調査中の事件とみなす。